

令和8年度 奨学生募集要項

公益財団法人大電教育振興会

公益財団法人大電教育振興会は、教育の振興を図ることにより社会の発展に寄与することを目的として、佐賀県東部（佐城地域及び三神地域）の学生、生徒を対象に奨学金の給付を行います。

つきましては、令和8年度奨学生を下記内容にて募集いたします。

記

1 採用対象、人数

能力及び人物も優秀であり、かつ経済的事情から奨学金を必要としている者で、次の各号に該当する者としてします。

(1) 新規採用

新規採用は、佐賀県東部（佐城地域及び三神地域）内に居住し、佐賀県東部の高等学校または四年制の大学に在籍する者としてします。

佐城地域とは、佐賀市、多久市、小城市です。

三神地域とは、鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、みやき町、上峰町です。

新規募集人数

高校生（※）：15名程度 ※通信制の場合は4年生も含む

大学3・4年生：3名程度

合計18名程度募集いたします。

(2) 継続採用

継続採用は、既に当財団の奨学金の給付を受けている学生、生徒で、継続して給付を希望する者としてします。該当者18名（高校生18人、大学生0人）。

（書類の提出及び選考委員会での確認があります）

2 推薦枠

推薦をお願いする人数等については、各学校等に個別に連絡します。

3 奨学金の額

高校生：月額2万2千円（年額26.4万円）

大学生：月額3万円（年額36万円）

なお、当財団の奨学金は「給付」ですので、返還する必要はありません。

4 採用期間・給付方法

奨学生の採用期間は、令和8年4月から1年間とし、奨学金は、原則として下表のとおり6月末と9月末の2回に分けて、本人の口座に振り込みます。なお、諸事情がある場合は、学校の担当部署の口座等も可能とします。この場合、事前打合せを必要とします。

給付時期	高校生（年額26.4万円）の場合	大学生（年額36万円）の場合
6月末	13.2万円	18万円
9月末	13.2万円	18万円

なお、継続して奨学生への採用を希望する者に対しては、毎年、継続応募していただき、第12項第2号に該当する事由がないことを条件に、最短年限で卒業するまで引続き奨学生に採用します。また、大学生が飛び級で大学院に進学したときは、通算で2年間に限り奨学生に採用します。

5 応募資格

応募資格者は、第1項の対象者で、かつ、次の各号に該当する者としてします。

(1) 成績

- a 高校1年生は、中学3年生時の成績の平均値が原則4.0以上とします。
- b 高校2～3年生にあつては、高校の成績の平均値が原則4.0以上とします。
- c 大学生にあつては、本人が所属する学部・科の中位以上（「優」以上が半数以上）の成績の者としてします。

*上記成績に該当しない場合でも、スポーツ、芸術、創作能力等に於いて、優れた資質、並びに県内若しくは、これに準ずるような大会等で優れた実績があり、本人が実業団や大学での競技等、またはプロを志向し、品行方正で学校長が奨学給付生に相応しいと推薦する者は、給付の対象とします。

(2) 人物

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が学生・生徒にふさわしく、将来、良識ある社会人として活動できると学校から推薦がある者としてします。

なお、生徒会や部活動等でリーダー的役割を果たしたことがある者、自主的にボランティア活動・社会奉仕活動等を行った経験がある者等（あるいは、現在そうである者）は評価します。

6 併給

当財団の奨学金は、他の団体の奨学金との併給が可能です。併給の場合は、他の団体が併給を可能としている場合に限り。奨学金交付願書に他からの授与内容を記入する欄がありますので記載をしてください。

また、他の団体の奨学金の受給条件については、申込の際に学校側で確認のうえ応募をして下さい。

7 応募手続

新規応募者および継続応募者は、次の書類を添えて、学校長又は学部長を通じ、当財団に送付してください。

(1) 新規応募者

- a **奨学金交付願書**（奨学第1号様式1、2）
- b **推薦書**（奨学第2号様式）
- c **成績証明書**（任意の様式）
 - (a) 高校1年生：中学3年生の成績証明書
 - (b) 高校2年生以上：在学する学校成績証明書
- d **住民票謄本**（世帯連記式〔世帯全員〕の住民票）
- e **令和7年分の家族の所得を証明するもの**
 - (a) 会社員等で源泉徴収票が発行される方
 - ・源泉徴収票の写しに限る
 - (b) 自営業、副業等で収入を得ている方
 - ・確定申告書第1表、貸借対照表及び損益計算書の1枚目の写しに限る

- (c) アルバイト、年金、配当金等の収入がある方
 - ・原則として、願書に収入等の記載のみで可
 - ・祖父母等が保護者の場合は、収入を証明するものを添付
- (d) 非課税世帯の方
 - ・児童扶養手当の写し（受給者氏名が分かる頁）
- (e) 生活保護世帯の方
 - ・生活保護証明書もしくは、医療券・医療証明書等（写し）
 - ・収入がある方は収入を証明するものを添付
- (f) 就労困難な方
 - ・その旨を証明できるものの写し等

*上記以外の証明書が添付されている場合は、願書を返却します。

*家族の年収が著しく少額の場合は、生計の状況について別紙に記載して下さい。

(2) 継続応募者

- a 奨学金交付願書（奨学第1号様式1、2）
- b 在学状況報告書（奨学第3号様式）
- c 前学年の成績証明書

*在学状況報告書は原則として保護者が記入し、学校側で確認後に提出してください。

8 申込期間

(1) 新規応募者

令和8年4月27日（月）から令和8年5月20日（水）までに必着。

(2) 継続応募者

令和8年4月20日（月）から令和8年5月13日（水）までに必着。

*申込期間末日必着を原則としますが、書類等が間に合わない場合は事前にご連絡下さい。

9 選考及び交付の決定

奨学金の選考は、当財団の選考委員会が願書等に基づき、出願者の能力、人物、学習状況及び、ご家庭の経済状況等を総合的に審査したうえで交付対象者を選定し、その結果に基づいて理事長が奨学金の交付を決定します。

なお、原則として選考は予算の範囲内で行いますので、応募資格を有する全員が採用されるとは限りません。

10 選考結果の通知

選考結果は、在学する学校長又は学部長を通じ、原則として6月下旬までに通知します。

*奨学生に不採用となった場合で、希望がある場合は、応募書類はお返ししますので、お申し出ください。

11 採用後の所得証明書の提出

- (1) 奨学生に採用された方は、保護者の令和7年の所得証明書（全部事項記載）を提出して下さい。なお、アスタリスク表記の所得証明書は受理できません。

提出対象者：奨学生の保護者

- (2) 出願時に生活保護世帯である証明書を提出されたご家庭、若しくは、申請時に保護者が心身等の事情により就労が困難な方は、提出不要です。
- (3) 証明書は学校を通して当財団へ提出願います。

提出期限：令和8年8月7日（金）まで

1.2 留意事項

- (1) 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに届け出てください。
- a 禁固以上の刑罰又は停学その他の懲罰処分を受けたとき。
 - b 休学、退学、転学又は転部したとき。
 - c 住所その他重要な事項に変更があったとき。
- (2) 奨学生が次の各号のいずれかに該当したとき又はその事実が判明したときは、奨学金の交付決定を取り消し、奨学金の交付を停止し、又は既に交付した奨学金の一部若しくは全部の返還（a 又は b に該当したときに限る）を求めることがあります。
- a 虚偽の申し出により奨学生となったとき。
 - b 留意事項(1)の a から c に該当するとき。
 - c 学業成績又は品行が不良となったとき。
 - d 疾病等のため成業の見込みがないとき。
 - e その他、奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (3) 奨学生には、以下の報告を別途要請します。書面にて提出して下さい。
- a 10月に近況報告書を提出していただきます。なお、奨学生の多い学校を中心に訪問によるヒアリングを行います。
 - b 卒業時に奨学金の活用方法など有効性確認のための報告書を提出していただきます。

1.3 個人情報の取扱いについて

個人情報の取扱いについては、個人情報保護法及び当財団の定める個人情報の取扱い（ホームページをご参照下さい）に基づき、選考過程及び採用後において、提供頂いた個人情報を保有し、奨学金給付事業の範囲において使用させていただきます。

1.4 問い合わせ先、申請書送付先

〒849-0114 佐賀県三養基郡みやき町大字中津隈 3330 大電株式会社内
公益財団法人大電教育振興会 事務局：江口
TEL：0942-85-7017 FAX：0942-51-2222
E-mail：takuya_eguchi@dyden.co.jp

以上